

平成 23 年度第 1 回 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり
県民会議（障害者県民会議） 議事録

平成 23 年 9 月 20 日（火曜日）14：00～16：00

場所：沖縄県庁 3 階第 1・第 2 会議室

出席者（19 名）高嶺豊委員、西原千男委員、長位鈴子委員、新開秀雄委員、
仲川福俊委員、比嘉豪委員、高良幸勇委員、新垣佳子委員、川勝さゆり委員、
照喜名通委員、伊佐直樹委員、島村聡委員、田中寛委員、岡野真由美委員、
村上尚子委員、高江洲誠委員、照屋守道委員、下地雅美委員、前城ヨシ子委員

喜舎場班長

定刻となりましたので、これより平成 23 年度第 1 回沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議を開催致します。本日はお忙しい中この会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は本日の会議の進行を務めさせていただきます、沖縄県障害保健福祉課班長の喜舎場と申します。どうぞ宜しくお願い致します。それでは会議に入る前に本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元のファイルに綴っております資料がございます。一番最初を開けて頂きますと配布一覧がございます。資料の不足等ページが抜けておりましたら、事務局の方に挙手でもお声かけでも結構ですので合図して頂ければと思います。本日はこのお配りしている資料に基づいて進行させていただきたいと思っています。進めるにあたって各委員にご協力をお願いがございます。本日の会議におきましては、聴覚障害のある委員の方が参加されております。2 名の手話通訳の方、すみません私の左手でございますが、いらっしゃいます。複数の方が同時に、又は早口でお話をされますと手話通訳の方に支障が生じる恐れがございますのでどうぞその辺ご配慮をお願いしたいと思います。また、この会議には障害のある当事者の皆様を含め約半数の委員の皆様に障害のある方がいらっしゃいます。各委員のみなさまに置かれましてはその点の御配慮もお願いしたいと思います。各委員におかれましては、発言される場合に挙手をして頂きますとマイクをお持ち致しますので、合図をお願いしたいと思います。それと後ほど事務局から会議運営について説明を行う予定ですが、合図をさせていただきます。その関係で本日ご覧の通りマスコミ関係の皆様が来られておりますが、撮影等、写されるという事に関して支障があるという方がいらっしゃいましたら挙手の方宜しくお願いしたいと思います。この件についてはまた後程確認をさせていただきますが、今日この場の取材をそのまま続

行させいただきたいと思います。それではまず会議の開催に当たりまして、沖縄県福祉保健部の宮里部長が挨拶を行います。お願い致します。

宮里部長

皆さんこんにちは、只今紹介させて頂きました福祉保健部長の宮里です。沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議の委員の皆様におかれましては、日中の御多忙中にも関わらずお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。また平素より障害者施策推進の為、格別なご支援ご協力を頂き深く感謝申し上げます。県では障害者が地域社会の一員として共に暮らせる共生社会を実現する為、第3次沖縄県障害者基本計画を策定し、障害者の地域生活や社会参加の支援を推進しておりますが、まだ多くの課題があり、尚一層の施策の推進と県民の支援と協力が求められている所であります。こうした事を踏まえ障害当事者やその関係者、民間事業者等が一同に介し、様々な観点から意見交換を行い、幅広い県民議論となるよう、本日の障害者県民会議を設置致しました。会議においては、障害者の権利擁護の推進の為、障害を理由とする差別等の実態把握、その解決の為の取り組み方策等を検討して頂きたいと考えております。

県の基本的な考え方と致しましては、国における障害者基本法等の動向を踏まえつつ、当事者団体等との意見交換を行い障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりを実現するため、条例制定に取り組んで行く事としております。委員の皆様におかれましては、本県における障害者の権利擁護の推進に向けてご意見ご提言を賜りますよう、宜しく申し上げます。何回か続くと思っておりますが宜しく申し上げます。

喜舎場班長

続きまして、お配りした配布一覧の2ページ目に次第が入っております。次第に基づいて進めさせて頂きたいと思っております。2ページ目ですね、次第に基づき、会議の設置について沖縄県福祉保健部の里村から説明させて頂きます。

里村参事

皆様こんにちは。私は福祉保健部参事の里村と申します。障害者県民会議の開催意見の取りまとめにつきまして、福祉保健部長から特命を受けまして、取りみをさせて頂いておりますのでよろしくお願い致します。それでは私の方から県民会議の趣旨に付きまして説明をさせて頂きます。お手元の資料2をお開き下さい。この県民会議を開く趣旨でございますけれども、県民会議は障害者の権利擁護の推進を目的とした条例の制定を検討するにあたり、県民の皆様の

幅広いご意見を聴取するために設置するものであります。県民会議では障害当事者及び民間事業者等を含む様々な立場の委員の皆様の参加を経て、障害を理由とする差別等の実態把握、その解決の為の取り組み方策等を検討し、障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりを目指して行きたいと考えております。第1条の趣旨にはそうした事が書かれてございます。第2条、名称ですけれども、沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議という風になっております。略称は障害者県民会議という風にしております。この障害者県民会議の役割ですが、第3条に書かれてございます。県は障害者県民会議から次に掲げる事項に関する事項について意見等を聴取する。障害者への差別事例に関する事、差別をなくすための取組方策に関する事、その他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関する事、であります。

委員の構成ですけれども、障害者県民会議は19人以内で委員の構成は別紙1の所にございます。別紙1をお開き頂きたいと思っておりますけれども、大きく4つ区分で区切られます。学識経験者の2名、これは障害者福祉の知識と経験を有する方、それから障害者教育関係の経験を有する学識経験者、それから障害当事者8名、これは公募によって公認をさせて頂いております。それから障害者福祉に関する事業の関係者、障害者の親の会の関係者5名、それから民間事業者等4名、合わせまして、19人の委員構成になっております。委員の約半数程度は障害者という風になっております。委員は各層から公募等によって広く募集させて頂いております。会長等ですけれども第6条ですが、本日これから会長、副会長を互選によって定めて頂く事になりますけれども、会長と副会長2名を置く事になっておりまして、会長、副会長は委員の互選によって定めるという風になってございます。それから第7条ですけれども、会長は、必要に応じて適当と認める者の会合への出席を求め意見等を徴することができるものとする。今後は会議の段階からヒアリングをする等幅広く県民の意見を聴取して県民議会を進めて頂ければという風に思っております。第8条ですけれども、議事の経過及び公開でございます。これは県民会議ではオープンにする事で障害者差別事例をしっかりと把握すること、それからそれらを解決する為の方策を県民会議によりオープンにして頂く、その過程を通じまして、一般県民への啓発を期待するとともに、幅広い県民議論に発展するという風に考えております。それから以下、庶務は福祉保健部障害保健福祉課において処理する等が定められております。以上、私から障害者県民会議の設置等についてご説明をさせて頂きました。以上です。

喜舎場班長

続きまして、各委員の自己紹介に入らせて頂きたいと思っております。お手

元の資料1をページで4ページ目をお開き下さい。大変恐縮ですが一つ氏名の誤りがございましたので報告させていただきます。お手元の資料1の名簿一覧表の真ん中、照喜名通様に関して誤字がございます。照喜名の納が名前の名という事でご本人様からご指摘頂きました。大変恐縮です、失礼致しました。名前の名という字に納の方を変更させて頂ければと思います。この名簿の順に自己紹介を簡単をお願いしたいと思います。19名いらっしゃいます、大変恐縮ですがお一人様につき1~2分簡単な自己紹介という事をお願いしたいと思います。あらかじめ少し日程の御都合を伺っております。村上尚子委員の方から一番最初に自己紹介をお願いしたいと思います。それと名簿の上の順にという事を考えております。村上委員、宜しくお願い致します。

村上委員

初めまして、沖縄弁護士会の方から来ました弁護士の村上尚子です。現在弁護士会の副会長をしております。本日は途中退席しないといけないですが次回以降はとても開かれたメンバーでの会議になると思っておりますので宜しくお願いします。

喜舎場班長

それでは名簿に沿って行きたいと思います。高嶺委員宜しくお願い致します。

高嶺委員

高嶺豊と申します。今、琉球大学法学部で障害者福祉論等を教えております。宜しくお願い致します。

西原委員

こんにちは。西原千男と申します。盲学校等の学校に勤めていましたので、そういった関係でこの委員になったのだらうと思います。現在は浦添市でだこ学園大学院にいまして、60歳以上の方の生涯学習の機関があります。そこに勤めておりますが、障害のある子ども達の事について（これからも）色々な事を知りたいという風に思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

長位委員

私は、長位鈴子と言います。NPO法人の自立センターイルカで現在代表をしております。私たちは3年ほど前から障害を持っている人達が地域の中で人権とか尊厳、自分の生まれてきた意味だとかという事を真剣に考えていく社会を作りたいという風に思って、応募しました。宜しくお願い致します。

新開委員

こんにちは。新開秀雄と申します。名護市の方で福祉用具事業所を営んでおります。今回応募させていただきまして、障害当事者という事で特定疾患の脊髄性筋委縮症というものを患っております。発病してから5年近くなりますけれど、段々不自由になりまして、2~3ヶ月前に電動車イス買いまして、まだ10分程度歩けるのですが県庁の中は多分広いだらうと思いつたら途中でその辺でくたばっていると思いましたので、今回電動車イス使って参りましたが、次からは歩いて来ようかなと思っております。ただ、段々（歩ける距離が）短くなって、来年になると多分3分程度歩いたら限界かなと、そろそろウルトラマンに近づいて来たなという感じです。私なりに思う事も沢山ございますので、この機会を借りまして、沢山お話できればと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

仲川委員

こんにちは。現在豊見城中央病院に勤務しています。私たちの県民会議に出てくださいと言う事で私頼まれまして、断り申し上げましたが、後輩達あるいは沖視協が是非という事で自分達の職業問題あるいは当事者の立場に立った問題、そういった問題を皆様と共に話あっていければ良いなと思っておりますので宜しくお願い致します。

比嘉委員

沖縄県聴覚障害者協会、今は会長ではありません。比嘉豪と申します。8月10日に一般社団法人を取得して、色々組織を変革している途中であります。とにかく今は社会に対して聴覚障害者に対してまだまだ理解が足りないという事で皆様の協力が頂きたく参加いたしました。「WE LOVE パンフレット（会場で紹介）」、WE LOVE パンフレットと言いますが、コミュニケーションについて署名活動、パンフレットの販売をしております。内容に関しましては聴覚障害者について色々理解してもらいたい事、その他スムーズに社会に参加できる事を載せてあります。皆様の協力をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

高良委員

こんにちは。高良幸勇と申します。沖縄県腎臓病患者連絡協議会と那覇市身体障害者福祉協会の両会の会長をさせて頂いております。透析して27年目になりますけれども、両会の仕事を通して今度の誰でも暮らしやすい地域づくりの障害者条例づくりに少しでもお役に立てればと思っております。宜しくお願い

します。

新垣委員

皆さんこんにちは。私は、おきなわ自立支援センターおきなわ工房の新垣佳子です。私は高等特別支援学校を卒業しました。今は体の弱い母親と二人で暮らしています。過去に、普通の仕事とかをされていてイジメとかあったりして、色々ありました。皆さんを優しく助けられるような、新しい沖縄らしい条例を作って欲しいと思いますのでどうぞ宜しくお願いします。

川勝委員

皆さんこんにちは、川勝さゆりと言います。私は精神の当事者で統合失調症を患って3年半程になります。3年間ぐらいは人とかかわる事も出来なくて、一生独りで生きてやるという風に思っていたんですが、半年ほど前から回復する事ができてそれで今のように元気に生活する事が出来る様になりました。精神障害者としても精神だけでなく身体障害者、知的障害者の方々、難病の方とかも、色々障害を抱えている人たち、私たちはなかなか理解してもらえないというか、なかなか生きづらさというものをこの社会で感じているという事を思いますので障害を抱えていようが抱えていまいが同じ人間であるという事を思うので、全ての人が本当に幸せに生きられるような社会になって欲しいのでこの条例がその手助けとなっていけばいいなと思います。宜しくお願いします。

照喜名委員

皆さんこんにちは。私は認定 NPO 法人アンビシャスの副理事長となっていてます照喜名と言います。厳密に言うと障害者当事者ではなくクローン病という難病を抱えているのですが、厳密にいうと障害者ではないと、ただ今回の障害のある人もない人も暮らしやすいという意味でも条例の中に難病という言葉を入れて、難病になっただけではご飯が食べれないとかいうだけでは障害ではなくて雇用、就労問題等いろいろなものにもすごい壁がある。それもやはり一般市民とか当事者の方々にも難病について知らないからこそ配慮が足りないという部分もありますので、そういったのも含め参加していきたいと、またこういった今回委員に選ばれ光栄でありますし、役割を果たせるよう頑張っていきたいと思しますので宜しくお願い致します。

伊佐委員

皆さんこんにちは。沖縄県身体障害者福祉協会から来ました現在総務課長を

仰せつかっております伊佐 直樹と言います宜しくお願いします。今回このような大きな会議に参加したのは私初めてでして、大変意義深い会合になっていくと思っております。勉強も兼ねながら色々ご指導ご鞭撻賜る所もあると思いますが宜しくお願い致します。

島村委員

みなさんこんにちは。沖縄県の社会福祉士会という所から来ました島村といいます。社会福祉士とか成年後見とかオンブズマンという活動をしていまして、深く施設や障害者施設等の当事者に関わってきていますけれども、今回権利擁護をする団体（からの推薦）という事で呼ばれていると思えます。丁度全国に沢山の会員がいて、日本でもあらゆる所で権利侵害とか虐待とかいう事が起こっていてそういった例を沢山知っているの、お話の中で入れていければ良いかなと思っておりますので宜しくお願いします。

田中委員

みなさんこんにちは。沖縄県手をつなぐ育成会、知的障害がある方達の保護者で構成しております団体です。全国組織の中で沖縄でもこういう活動をさせて頂いております。私自身 37 歳になるダウン症の娘がおりまして、知的障害のある方達の中には自分の意思をしっかりと意思表示が出来ない方達も中にはいらっしゃるって、そういう方達の声をどれだけ私が伝えていけるか、それはあまり自信が無いですが、ただ当事者と同じ気持ちになって、同じ目線になって少しでも沖縄の方々に障害のある方たちについて理解して頂けるようなそういう条例あるいは規約が作れると良いなと思っております。田中といいます。宜しくお願いします。

岡野委員

こんにちは。沖縄県精神障害者福祉会連合会（沖福連）から来ました、岡野真由美といいます。沖福連は精神障害者の家族会から始まった団体で精神保健福祉の問題を広く社会の皆さんで考えて欲しいという名称で福祉会連合会という名前になっています。私は5月に精神病院を無くしたイタリアの視察にいったのですが、地域の保健サービスで病院を無くして地域の保健サービスで社会的に弱い立場にある方が障害者という事ではなくて弱い立場の人がどうしたら暮らしやすい地域にしていけるかという事について色々お話を聞いて来たんですが、今回沢山の方達と沖縄でもそういう事について考えていけるのをとても楽しみにしています。今は地域活動支援センターで働いているのでそこに来ている方達からも沢山の声を聞いて地域づくりの県民会議

に活かしていければいいなと思っています。宜しくお願い致します。

高江洲委員

沖縄県バス協会からきました高江洲と申します。名前の通りバスの団体です。宜しくお願いします。

照屋委員

こんにちは。中小企業家同友会、障害者問題を担当しております健障者委員長の照屋と申します。私達中小企業家同友会は今県内に1000社の企業がありますが、その企業の中で私たちの企業からどういう風な形で障害者と向き合っていけるかというのを過去に6回県内で雇用就労支援フォーラムを開催致しました。それで今週の土曜日9月24日にうるま市で就労支援フォーラムを開催する予定であります。私もそういう風な障害者団体、私の娘も知的障害もってまして、10年間関わってきまして私達親に何が出来るか、あるいは企業人がどういう風な形で障害者をサポート出来るかというのを委員の皆様と一緒に検証するという風な場で今回は同友会の中にそういう障害者の問題があるという風な事で私の方に声が掛かりましたので今回参加させて頂きました。照屋 守道と申します。宜しくお願い致します。

下地委員

皆様こんにちは。株式会社レキオスの下地と申します。私共は生活の3大要素である衣・食・住の住まいの方の支援事業をさせて頂いております。障害の件に関しましては平成19年でしたかね？4年前に那覇市の方と居住サポート事業というのを組みました。これが今は高齢者の方も対応しているんですけども、沖縄市、名護市、豊見城市、浦添市の5市とこのような協定事業をさせて頂いております。障害を持っている方々が地域で暮らすためのアパートに住むお手伝いをさせて頂いております。それとは別に高齢者の問題で保証人制度の問題がありますので、その件に関して別の事業の方で研究しているのでまたこの辺も踏まえて皆様と協議出来たらいいなと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

前城委員

株式会社ニックの前城と申します。現在15名の知的障害者と肢体不自由の障害者を雇用している事業所です。私は常日ごろから思う事ですけども、健常者と障害者どちらがうんだらうと。違わないと思うんです。ただただ知的障害の方なんですけど先程つなぐ会の方もおっしゃっていたんですが判断力に薄か

ったりとか多少一つの事が能力として落ちているだけで人間としては凄くピュアな明るい素直な子ども達なんです。ですから企業に多くの方々を雇用して頂きたい、支援して頂きたい、という事です。施設の方々は是非とも社会に出すチャンスを与えて頂きたい。それは保護者もそうだと思うのですが、ご父母の方も協力して出して頂きたい。それで今回このように沢山の方々、当事者がいらっしゃると思いますので、是非色々な事を教えて頂きたいと思っていますので宜しくお願い致します。

喜舎場班長

どうも有難うございました。村上委員に関しては事前に業務の都合でこの後しばらくして退席となる予定でございます。ご了承願いたいと思います。議事を進めさせていただきます。お手元のページ2ページ目でございます会長選出に入らせていただきたいと思います。会長選出につきましては県民会議設置要項第6条の2項に基づきまして委員の互選となっている所でございます。一応冒頭にあたり事務局として案を申し上げさせて頂ければと思います。事務局としては障害者福祉の専門家でもあり審議会でございます沖縄県障害者施策推進協議会の会長もされていらっしゃる高嶺 豊委員を会長として推薦申し上げたいと考えております。いかがでしょうか？あるいは他の会長候補という事がございましたらご発声等お願いしたいと思います。

(異議なし)

喜舎場班長

宜しいでしょうか、それでは会長に高嶺豊委員をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。それでは会長が決まりましたので場所の移動を行います。

高嶺委員

皆さん改めましてこんにちは。こういう重要な会議の議長に指名して頂いて大変光栄に思っています。審議に入る前にご挨拶を述べさせていただきたいと思います。沖縄県では障害者の権利条例を作りたいという動きがあり3年ほど前に障害のある人もない人も命輝く条例づくりの会が発足し、啓発キャンペーンが行われたことが始まりです。その後この会によって条例案が作られその条例案が3万人の署名とともに今年1月31日に県知事に手渡されました。その場で仲井眞県知事は去年の知事選でも公約でもあり県は、積極的に条例を作成する事を約束致しました。国際的には2008年5月に国連で障害者権利条約が発行

しました。これは効力を発揮したというか国連の条約ではこれまでの国連の障害者の取組を集大成したものであります。そこでは障害者問題を単なる福祉問題から人権問題として捉え直しております。障害のある人もない人も平等に社会参加するインクルージョンこれは包括という風に訳されていますがそういった考え方を取り入れて打ち出しています。国連では2001年にこの条約案づくりが始まりましたが当初から世界の障害者当事者団体が一貫して条約案づくりに参加した経緯があります。この障害者らはNOTHING ABOUT US WITHOUT US（私たちの事は私達抜きでは決めてはならない）というスローガンを上げて結集したのであります。そしてその為はその国際条約は障害当事者の意向が十分に反映されたものになっております。国内では2006年、平成18年に千葉県が障害者権利条例を始めて制定し、翌年4月より施行致しました。この流れが現在全国に広がっております。これまで北海道、今年になって岩手県、熊本県が県条例を制定しております。このような流れの中で日本政府は平成21年に内閣府に障害者制度改革推進会議を設置してこの国際条約を批准する準備を進めていますが、その前に日本の障害者制度を見直すことに既に着手をしております。この推進会議は24人の委員の内、過半数が障害当事者かその家族で構成されております。そういった意味で国内でも当事者の意見を尊重する流れが現在出来てきております。この推進会議の提言を受けて今年4月に障害者基本法、これは障害者制度の基本になる法律ですけれどもそれが大幅に改正されますが、この大きな改正の特徴としては法律の中で福祉という言葉が抜けそれに代わり人権、権利というのを基本にする事が謳われております。日本でも障害者制度が人権を中心に展開している事になります。このような国内外の大きな流れの中で今回県民会議は県の障害者の差別事例を明らかにし、県条例の基本方針を定めていくという事になると思います。県条例は今後県の障害者政策の恐らく中心になるものであります。国際条約の基本概念をベースにし、この改正された障害者基本法の精神に則り、沖縄県の実情に合ったものを我々で作り上げていくべきではないかと思っております。そして作業をなした命輝く条例づくりの会による知事に提出されました条例案はこれまで全国の障害者団体から高い評価を受けております。是非それも参考にして検討して頂きたいと思っております。このように県条例の方針を決める大事な会議でありますので、この我々県民会議の役割は大変重要なものであると思っております。皆様のご協力から長丁場に入ると思いますが、皆様のご協力是非実りある条例案づくりに貢献していきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。それでは、議事に入りたいと思っておりますがまず始めに副会長の選出を行いたいと思っておりますが立候補、あるいは推薦したいという方がいらっしゃいましたらご一声お願いしたいと思っておりますけれども。

長位委員

自選でもいいのですか？

高嶺委員

自選、他選でも構いません。

長位委員

私はやりたいです。

川勝委員

出来たら会長、副会長二人の3役は別々の障害をもっている人の方がいいんじゃないかなと思うのですが、そちらの方がより平等というかそれがいいのじゃないかと思えますけれども皆様どうでしょうか？

高嶺委員

只今川勝さんから提案があり、障害別で選んだほうがいいんじゃないかという事ですね。他には？

長位委員

私はこれまで長い時間をかけて障害を持っている人、施設に入所している人、養護学校、または障害の無い人たちの声を聞いてきて署名活動をしてきた者です。その責任もあるという風に自分の中では思っていて他選では無いのですが自選で副会長になりたいと思っています。

高嶺委員

長位さんから自選で副会長の立候補がありました。他にいらっしゃいますか？

川勝委員

今、精神は岡野さんと私と他には居られるんですかね？知的の支援者の方とか難病の方とかそれぞれの方がそれぞれの分野で今まで頑張ってきたものがあると思うので皆さん同じように自分達のその分野で努力して開拓してきたものがあると思うのでより全体として平等に出来た方が良く思うのですがいかがですかね？やはり会長だから副会長だからどうだという事じゃないのですがより皆様がやっていける形にした方が良く思うのですがどうですかね？

高嶺委員

田中委員どうぞ。

田中委員

当事者である川勝さんからご意見を頂いて知らんぷりするのもし私の後ろに付いている知的障害のある人に申し訳ないので高嶺会長が身体ということであれば知的の方から新垣さんもいらっしゃいますけど、私と二人という事で私の方から立候補させていただきます。これはあくまでも個人的な先程おっしゃっていたように会長、副会長だからどうだという事ではないのですがやはり知的障害という一つの分野の中から色々なご意見を出し伝えることが出来ればという事で私の方も立候補させていただきます。

高嶺委員

それでは今お二人の方が立候補しましたが他にはいらっしゃいませんか？

島村委員

今それぞれ立候補されているし当事者の方からそういう声が出るのはこの会の本来の趣旨だと思うのでそれを生かして今規定上は副会長二人となっておりますがせっかく声を挙げた3名の方、川勝さんも含め川勝さんを逆に推薦したい。それでこの3人を副会長にするというわけにはいかないのですか？

高嶺委員

それでは今、島村委員からそういった提案がございましたがよろしいでしょうか？副会長3名でもよろしいんじゃないかという事ですけれども今、島村委員から提言があった・・・。

照屋委員

ちょっといいですか？

高嶺委員

はいどうぞ。

照屋委員

全てを含め私は障害者だという形で見ているんですね。わが村が、おらが所がという風な所がちょっと見え隠れするんじゃないかという気がするんです。私は障害もっていません。私が相手する人というのは色々な障害を持っている

人達の相手をしているのですけれども、誰が会長になって誰が副会長になってというのじゃなくて、その障害者を全てひっくるめた形で我々が何をするか何を議論するかという事であって、得てしてじゃあ身体は身体だけの権利を主張する、あるいは知的は知的のものだけを主張する、精神は精神というのじゃなくて全体をプールにして一つの障害という形で捉えるのであれば、今いっている事は誰が会長なってもいいじゃないですか。全てを引き上げる、3名やらなきやいけないという風なものではないと思うんですよ。ですからこれは県の方で会長1名副会長2名という風に決めているのであれば、それに対して皆さんが譲歩しながら進めていくという事も一つの案じゃないかなと、そうしなかったら自分達の主義主張を通してしまう会議になりやしないかなと。今スタートの段階でそういう風な事でおらが町おらが所という風な事をくだらんといったら皆様に失礼にあたるかもしれないですが、本当に会議がスムーズに行くような運営していく形で決めた形であってその分の会長1名副会長2名という事であればそれを皆様の方でスムーズに進めていったらどうですかね？私はそう思います。

高嶺委員

今の御意見は二人でもいいじゃないかという意見ですが他にいらっしゃいますか？

新開委員

副会長の任務がどういうお仕事をするか、本来何を選ぶかと言うと副会長にふさわしい方が、というところで障害（がある）も障害が無いという所でも何も関係ないところですので、その任務の中で一番適した人物を選ぶという手段に変えて頂いていただければ一番良いのじゃないかと思えます。

高嶺委員

今、任務の方に関して言えば、お手元の資料2の方でこれが第6条の4ですね。副会長は会長を補佐する。6条の5 会長が会長に事故がある時は会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を行う。という事で会長が不在の時は会長の代わりに審議を進めるという立場の方という風になっております。いかがでしょうか？今3名でもいいじゃないかという事でもありますので・・・はいどうぞ。

川勝委員

3名か2名かは別に人数の問題では無いと思うので、先程照屋さんの言われて

いた通り、自分達の障害のものを通していこうというそういった考え方はやはり良くないと思うし、私たちがそれぞれ集まったのも私は精神の代表として、身体の方は身体の代表として、出て来られたのでお互いがお互いの話を聞き手を取り合い協力していくというのが大事だと思いますので、自分達の意見を通すためにやるのじゃなく、この会議の場に置いて会長、副会長というのも別に役職というのではなくその役割を果たすという事であると思うのでそれが出来る人であれば誰でもいいという風に思いますので、先程言わせていただきましたのは、会長、副会長の3名がいるのだとしたらそういう事・・・すみません、他の一般の方も普通に知られるのですかね？その県民会議という所で会長とか副会長はどういう方であるというのには知られますよね？それを知った時にやはり良い条例が出来る事が第一なんです、それぞれどこの障害が多いとかあまり多いというより偏って無くてそれが分散している方が全体の事をそれぞれ鑑みて出来ているという様な印象を与えられるというかやはり全体で協力してやるんだなという風にとってももらえるんじゃないかと思ひましてそういう風に意見をさせて頂いたのでやはり私たちはお互いに協力をし合って理解を広げていくという事が大事だと思うのでその事を県民の方々とか色々な方に知ってもらう事が大事だと思うので会長、副会長というのもそれぞれ色々な立場の人が出られることで理解が広まるんじゃないかなというその一歩として意見というか思った事を言わせていただきました。

高嶺委員

比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

私は聴覚障害者として意見を言います。私は手話を使いますよね。コミュニケーション方法はそれぞれ違うと思います。そういった意味で会議を進める時には大切な事はそれぞれ色々起こってくると思うんですよ。もし通訳者が下手だとすると会議は成り立ちません。なので会長、副会長というものが全体的に皆さんの意見をきちんと聞き出してまとめることが求められると思うんですね。障害にこだわらず会議の内容を全体的にまとめ引き出せる方、進行で切る方が適任ではないかと思ひます。障害者にこだわる事は無いと思ひますよ。

高嶺委員

よろしいでしょうか。皆さんの御意見色々お聞きしたのですけれどもこの私の感じとしては副会長というのには必ずしも名誉職でもなくて必ずしもこれは障害者別障害者全員の方を副会長にするという事でもないと思ひます。そうい

う事であれば例えばこちらにいます比嘉委員も聴覚障害の代表でありますし。他にも視覚障害の方もいらっしゃいますので、そういった意味では全ての障害の人を副会長にするというのは少し現実的ではありませんのでその辺ではこの副会長の枠を広げると言うよりも、先程照屋さんの御意見にもありましたように副会長を二人にしてここでは田中委員と長位委員、やはり女性も沢山いらっしゃいますのでそういった形でこのお二人にお願いしたらどうかと思っておりますが皆さんいかがでしょうか？

(異議なし)

高橋委員

それでは長位委員と田中委員の方に副会長お願いしたいと思います。それでは次の議題に移らせて頂きます。(会議の)運営に関する説明を事務局の方でお願いしたいのですが宜しく願います。

金城課長

皆さんこんにちは。障害保健福祉課長の金城と申します。これから長いお付き合いになります。宜しくお願い致します。それでは座ってご説明させて頂きます。

お手元の資料3をお開き下さい。障害者県民会議の運営についてであります。それでは先程司会の方からもご案内がございましたが当会議の運営の方針について定めております。まず議事についてでございますが、会長は「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議設置要綱」に基づき議事を整理するという事しております。続きましては議事を進めるにあたってでございますが、特に次の事にご配慮頂きたいと思っております。また必要に応じ手話通訳、要約筆記を設置することとしております。また、本日ちょっと行き届かない部分もありましたが点字の資料についても事前に準備することとしたいと思います。それと合わせて発言についてはこれだけ多くの人数ですので短くわかりやすく、明瞭に行って頂きたいと思っております。

続きまして議事の公開についてでございますが、会議で使った資料につきましては原則公表させて頂きます。また会議は原則公開とさせて頂きます。ただし議事については個人情報等の関係から非公開とすべき場合については、会長がその都度会議の中で確認し非公開とする事ができると定めております。また画像、動画について委員が撮影されるのを望まない場合はこれらが撮影されないよう報道機関等に配慮を求めることとして会議を運営させて頂きたいと思っております。

次のページでございますが、資料4、障害者県民会議の傍聴要領についてご案内させていただきます。詳しくは資料に書かれてございますが、まず本会議は原則公開とする事、また公開の方法としましては、障害者県民会議の傍聴を希望される方は、傍聴を認めるという事により、行うこと。また会場の都合で、この会場だけでなく都合により会場が変わる部分がございます。その場合会場の規模に応じて定員を制限させていただきますので、その定員の範囲内で傍聴を認める事等でございます。公開につきましては会場の規模、先程もご説明しましたが、そういった形で取り扱わせて頂きたいと思っております。以上が県民会議の運営についてでございます。以上でございます。

高嶺委員

どうもありがとうございました。それでは今ご説明いただきました障害者県民会議運営について資料3、傍聴要領についての資料4、これについて何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

比嘉委員

もし傍聴者の中に聴覚障害者が居た場合、または視覚障害者が居た場合、こんな風に配置できるのでしょうか？

高嶺委員

この辺はどうなっていますか？

金城課長

今回は急な準備等ございまして行き届かなかった部分もございまして、傍聴者の方々に手話通訳もしくは要約筆記、後は点字についてもできるだけ資料を準備させて頂きたいと思っておりますが、事前に出来るだけ会議の開催を前もってご案内しますので、その際に申し込み頂くような形で対応出来ないかなと考えております。

比嘉委員

今の返答あまり意味がわからないのでもう一度お願いします。聴覚障害者が傍聴として参加した場合、又は視覚障害者が介護ヘルパーを伴って参加した場合、傍聴席に座る事になると思うんですが目ざわりになったりする事はございませんか？

金城課長

すみません。出来るだけ傍聴の方に会議の中身がわかるように、お近くもしくはその様に配置して、まず手話通訳を使いたいと思っています。視覚障害者につきましては一緒に来られるヘルパーの方、当然一緒に入れるよう配備したいと思います。あわせて事前に申し込み等がございましたら、点字の資料もご準備したいという風に考えております。

高嶺委員

よろしいでしょうか。他には？

西原委員

要約筆記というのが書いてあるんですが今日は準備されていますか？

高嶺委員

いかがでしょうか？

金城課長

すみません今日は手配が間に合わなくて要約筆記までは準備出来ておりません。ただどうしても手話が分からない聴覚障害の方もいらっしゃるという風に伺っておりますのでそれについては次回以降なんとか手配したいと考えております。

高嶺委員

傍聴の場合おそらく前もって申し込んでもらえれば事務局の方で準備出来るという事です。他に、いかがでしょうか。では承認して頂ければ拍手お願いします。

(拍手)

高嶺委員

どうもありがとうございます。それでは、この会議の日程についてこれから長丁場になると思いますのでそれについて事務局の方から説明お願いしたいと思います。宜しくお願いします。

金城課長

それでは会議の日程について事務局からご説明致します。資料5をお開き下さい。本日は第一回目の9月20日、県庁で会議の設置と運営等について説明さ

せて頂きました。その後第2回目は現在10月19日を予定しております。場所はお手元では調整中という風にさせて頂いてますが会場が決まっております。浦添市のでだこホール、10月19日の開催でご案内させて頂きます。時間については午後ですがもう少し遅い時間を考えておりますが改めて時間についてはご案内したいと思います。大変恐縮ですが10月19日浦添市でだこホールで次回はお願したいと思っております。今度は大まかな日程でございますが後程ご説明しますが10月～12月にかけて各障害者団体の差別等事例のヒアリングを県民会議の委員の皆さんで約3チームの編成を考えまして、団体のヒアリングをしたいという風に考えております。ヒアリングの進捗によりますが、11月にヒアリングの状況について、同様な内容で第3回目を開催したいと考えております。第4回は年内に事例の取りまとめをやりたいという風に考えております。1月に課題の整理、2月3月で方策の取りまとめという風な大まかなスケジュールをご案内しています。ただ状況によりまして委員の皆様にはご案内しましたが月1回～月2回のペースでやるという場合もあるとご案内していますので、状況を見ながら会議についてはまた出来るだけ前もってご案内させて頂いて計画をしたいと思っております。

以上簡単ではございますが会議の日程でございます。

高嶺委員

お話されました会議の日程についてどなたかご意見ご質問ありましたら。はいそれでは長位委員それから比嘉委員という形でお願したいと思っております。どうぞ。

長位委員

今、事務局の方から説明があった団体方法もあるんですが実際に県民会議の中にそれぞれ意見を聞きたいなと思う人がいるのであればそれはそれで呼んでもいいのでしょうか？

高嶺

はいそうですね。次の日程の中でヒアリングの候補というのがあるのでその時によろしいですかね？それでは比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

手話通訳者についてですが、今、手話通訳士ちゃんと制度があるんですよ、この制度がある以上大切な会議になるとヒアリングとか情報交換、スムーズに情報交換できるように手話通訳士にお願したいんです。またもう一つヒアリ

ング、なんでそれが集まるんでしょうか2つ目これですねそれから3つ目です。他の用事と重なった場合代理をいかせても良いのでしょうか？この3点です宜しくお願いします。

高嶺委員

今、比嘉委員の方からご説明ありましたがヒアリングの中身についてはこれから説明ありますので後で説明してもらいますけど今、通訳士を派遣して欲しいという事と本人がいけないときは代理で行ってもいいのかというこの意見について説明をお願いします。

金城課長

まず手話通訳士については出来るだけその方法で調整したいと思います。ただどうしても通訳士の人数が限られていますので状況によっては難しいという場合もあると思うんですが、それは派遣する団体ときちんと調整して出来るだけ前もってやりたいと思います。それと代理の件ですが申し訳ございません。基本的に委員の皆さんで、という事を考えていますので、出来るだけ参加出来る様な形でヒアリングの日程を組まさせて頂きたいと思っておりますが参加出来ない場合欠席の扱いとさせて頂きたいと思います。

高嶺委員

よろしいでしょうか。私の方から一点だけ。この2回目の方で主な議題として委員意見発表というのがありますけど、次回の会議ですが委員はどういった準備をしたら良いかその辺だけお聞かせ頂きたいと思います。

金城課長

先程委員の皆様の自己紹介をさせて頂きましたが軽い形での御紹介でしたので次回はご本人、障害がある場合にどういう風なサービスとか不利益があったか、また健常の方、民間事業者の方は障害がある方と接してどういう風な部分で困ったりした部分があったか、どういう風な取扱いをされたか、もう少し委員同士の情報共有、いわゆるどういう委員かというのをもう少し情報共有してもらいたい。出来ましたら事前に発言したい事項等について事務局の方に提出して頂きたいと思っております。どういう事についてふれたいとかですね。そして皆さんにもまた次回からは出来るだけ早めに資料をお配りしたいと思っておりますので、そういう意味もありまして次回は委員の皆さんもう少し意思疎通良くしたいなと思っております。その後、各団体ヒアリングという風に考えております。

高嶺委員

どうも有難うございました。日程については宜しいでしょうか。この後すぐヒアリングの方について説明がありますので。次の議題に進めてヒアリングの候補一覧がありますので事務局の方から宜しくお願いします。

金城課長

それでは資料6、障害を理由とする差別等に関するヒアリング一覧です。一番最後の方になります。ご覧ください。先程、日程でご説明させて頂きましたけど、事例ヒアリングの対象団体を現在私共の方では13団体を掲載しております。こちらの方に本日委員の皆様からご意見を頂きまして、概ね20団体程度まではヒアリングをしたいなという風に思っております。それで委員の皆様が追加希望団体がありましたら、推薦を頂きたいと思えます。本日関連資料としまして、資料7、障害者の権利擁護に関する法令集については今後の参考として障害者基本法、先程高嶺会長からもありました障害者基本法の改正版です。後は権利条約、それと他県先進4県の条例ですね。条例をお付けしております。本日はフラットファイルの資料を作っておりますので、そちらの方にこれから配布される資料をどんどん追記して頂ければ良いかなという風に考えております。以上でございます。

高嶺委員

それではヒアリング団体の一覧がありますけど他に？どうぞ高良委員。

高良委員

那覇市身体障害者協会を加えて頂きたい。那覇市身体障害者協会は聴覚、視覚、内部、身体と4つの障害を一括してやっているのもそれぞれの意見が出るのじゃないかと思ひお願いしたいなと。会員も800名おりまして、50名~60名の方は参加できるのではないかなと思っておりますので宜しくお願いします。もう一つ、沖縄には4000名の透析患者がいますが、沖縄県腎臓病協議会も理事が20名いますので、是非これに加えて頂ければありがたいなと思っております。

高嶺委員

今、那覇市身体障害者協会とそれから沖縄県の腎臓病透析協議会を加えて欲しいという事があります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

長位委員

私は在宅だけではなく施設の方とか病院の方にも是非訪問すべきであるという風に思っているので本当に養護学校が併設している筋ジス病棟であったり、小児発達センターであったり、金武にある琉球病院も是非、計画というか本人達から聞けなくても実際にそういう施設が沖縄県に沢山あるという事をやはり委員は知って欲しいと思います。

高嶺委員

長位委員の方からは地域の団体からじゃなくそういう病院とか施設も含め意見聴取あるいは訪問するという事で提言があります。はい島村委員。

島村委員

いきなりヒアリングの対象の話になっているんですが、このヒアリングは何をどう聞こうとしているのかという説明を聞かないではどう誰に聞くかというのは皆もわからないのじゃないかという気がしたので、少し説明を頂いてそれから議論したらどうでしょうか。

高嶺委員

それではヒアリングの中身の方、どういうテーマでももってどういう対象なのか説明をお願いします。

喜舎場班長

事務局の方から今の案をお知らせします。今回、10月に実施しようとしている事例ヒアリングにつきましては一番の目的は実態把握という事で一言でいうと差別等、差別だけでなく不利益的な事を含め障害当事者本人が感じている事を各委員に伝えてもらう。それを各委員はその場で聞いて持ち帰り、事例として全て並べていくという事を想定しております。第一段階でこういう、実際障害はまず当事者だと。ですから行った先の団体という事にしていますが、実際は団体に聞くと言う事では無くその団体を通じた障害の当事者、5名程度、2時間枠を想定していて沢山人から聞くというのは恐らく難しい事を想定しておりますので差別という事例の事柄を踏まえ、すぐに心を開くのは難しいと考えたと、当事者は少なめに来て頂き、5~6人の方々に対し委員の方々がこれまでに困ったことや差別的な事をお伺いすると、基本的にはお伺いするという立場で、それを持ち帰り今後の方策の基本的な実態把握の部分の材料にして行こうというのが意図でございます。以上です。

高嶺委員

宜しいでしょうか。島村委員。

島村委員

確認なんです、ここで聞いた情報が基本的に全ての情報になりますよね？つまりそれ以外の角度の情報等ももっと取るというという機会は考えられておりますでしょうか？

喜舎場班長

障害のある当事者からの実態把握についてはこれを基本にしたい。後はまさに委員となられた当事者の話等、実態とか事例そのものについてはこの委員プラス、事例ヒアリングが基本となります。

島村委員

何故この様な質問をするかと言うと、実は私2年前に全国調査をした事がありましてそこに行くとは本人は語れないのです。あまりにも酷くて。酷くて傷ついて語れないような話。それを相談に当たった人間等、事業所や企業といった方々に聞く事により初めて明らかになった事案というのがあり、これは虐待だったのですが、虐待の程度が重ければ重いほどそういう風になってしまう。本人は家族には言いたくないと。性的な問題ですね特に。性的虐待や金銭搾取等、そういった問題はなかなか出ないので、この辺りはどうするんだろうと、そういった意味で質問しました。

高嶺委員

何かありますか？新開委員。

新開委員

島村さんのおっしゃる事も一つあります。というのは私は福祉用具事業所やっておりますのでそれでアンケート調査等やったりしますと、名前とかその辺の事業所とか公開する形でアンケートとりますと良い事しか返って来なくて、名前を伏せると一気に出てくるというのが実際にあります。やはりその辺をどうするかという所が一つと、もう一つ手順をもう一回確認したいのですが、ヒアリングは3チームにわかれてこちらから伺うという形を取る訳ですよ。伺うという事になるとやはり場所が当然分かってしまった上での答えしか出てこないという事になりますので、それはもう一案何かあった方が良いのかなと思います。これ一本に絞るより、今インターネットも普及していますので何らかの

形を使って匿名性で意見を、それがなかなか審議という形になると非常に難しいということになりますけど、何らかの形があっても良いんじゃないかと、何かというのは今難しいと思いますが、あっても良いのかなと思います。もう一つ要望なのですが、私今日名護から来ています。家は本部なのですが遠いです。地域格差というのは実際あると思います。田舎と都会と、皆さんみました所どこも都会ですね。田舎は違いますので、少しその辺の実態も見て頂ければと。行って聞いた方が良いのかなと思います。

高嶺委員

そういえば離島もありますし、そういうのも含めもっと考えないといけないと思いますね。長位さん。

長位委員

今、事務局の方の説明を聞いて私は多分一回会っただけでは無理ではないかという風に思っています。本当に通り一遍しか言わないし先程から出ているように、本当に差別を受けていても我慢をしている事で今まで生きてきた訳ですよ。それを私たちが行きましたという事で喋るとは全く思えて無くて何回も何回も同じ所に訪問して、私達のやろうとしている事を知って初めて心を開いてくれるのかなという風に思っているんですけど、新開さんが言われたようにこれをどういう風に今後もっていくのかなというのが少し懸念している所です。今までヒアリングをされていて私は感じる所です。

高嶺委員

それでは川勝さん

川勝委員

やはり自分からどうしてもなかなかすぐには言いにくいという事があると考えた時に、先程新開さんがインターネットであったり等色々な手段でという風に言われていた様に県民の人々にそういう障害者の条例を作ろうとしているという事を伝えて自分がこの社会で生きていてこういう差別を受けたりして悲しかったとか実際にこういった体験をしたという事を手紙でなりインターネットでなり集った方がいいんじゃないかなと。やはり色々な所について話を聞きたいというのがあっても全部の所に行くのはなかなか難しいという風に考え思うのでその場所に言ってもそこに来ない、来てない障害者の方々だって居られると思うのでそういった方々も思っている事を伝えてもらえるような形を取れた方がより多くの意見というのを聞く事が出来ると思うので募集、手紙等だった

らここに送って下さいという様なものとか、こういう条例を作ろうとしていますという様な文章とかで周知してもらおう形をとったら良いんじゃないかなという風に思うのでそこは県の方でそれをやって多くの人たちに知ってもらう形をとるなり、そしたら私達のそれぞれの団体であつたり身近な人たちに、私達個人でもこういうのをやってるというのを伝えるなり方法があると思うのでそういう風にしたらいいんじゃないかと思います。

高嶺委員

凄く貴重なご意見だと思うんですが、千葉県の場合は事例集めたら 800 集まったという報告があります。その辺では恐らく今ご提案の様に県の方で差別の事例があればどんどんインターネットあるいは手紙、FAX でも一箇所に投稿して欲しいというキャンペーンも恐らく必要になってくるんじゃないかと思います。そしてまた、そこをもっと具体的にお話したいと言う事であれば恐らく委員が一気にいくとかじゃなく何名かの委員が代表になって聴取するという事もやっていかなければいけないんじゃないかと思います。その辺では委員の時間を皆さんでボランティアですけど個別で聴取してもらおうといった事も考える事が必要になるんじゃないかと思います。

田中委員

今、皆さんが色々いわれたご意見もつともだだと思います。ただこのヒアリングの中身というのは先程島村さんおっしゃったようにこれをどうするかと、ヒアリングしたものをテーマにするという事ではなくて一つにする事だと思うんですよ。今回ここに出られてる委員の方達はそれぞれの活動、ご自分の体験を通して色々な意見またそういった事例を沢山お持ちの方だと思うんですね、ですからそれプラスのこれから現場で我々委員が今まで自分が知らなかった所に赴いてそしてそういったものを色々な情報として収集する為のヒアリングだと私自身思っております。ですからこれをテーマにという事になると、じゃあ今までのという事になると思いますので、私自身もやはり長い間知的の方に関わり学校等にそこから色々な事例等をももちろん伺っておりますのでこういった会議の中でそういったものを情報としてこういう事があつたらしいよという事でお話できると思います。このヒアリングだけを考えて今いろんな議論をされているが、そうじゃなくあくまでも一つの情報収集の場だという事で良いと思いますが。

西原委員

私の話と皆さんの意見大分違うんですが、進め方が違うと、根本的な事です

が障害を理由とするという事で障害という限定の文章なんですが例えばどういったものを障害としておさえヒアリング対象にのせたんだらうと、学校教育で言いますと学校は従来自閉症とか発達障害の子どもたちは学校教育法上一言も表示がでなかったんですね、文面がでなかったんです。平成19年から出てきましたので、そういった事から特別支援学級が作れるよというのがありますし、それから当然発達障害者支援法でちょっと示されてると、そういう風の一つの障害というのを法令上で決めている障害となるとね皆さん。そういう風に行っているから障害を理由とする差別とにというのは障害というのの一体どういったものを選んだんだらうかと思うんですね。例えば愛楽園だとか南静園だとか、要するにハンセン病の患者の皆さんであって日常生活の中でいくらでも差別あるわけですね。そういった関係で障害というののなにを基準のなにに基づいて障害というものをお決めになったのだらうかと、ヒアリングの方法論に入っていて大変申し訳ないんですが、そこら辺もどの基準で障害というのを選んだんだらうかとヒアリングの団体を御調べになったのかと少し疑問だったものですから一言教えて頂けたらと思います。以上。

高嶺委員

重要なテーマですので事務局の方から。

金城課長

西原委員がおっしゃるのもよく分かります。ただ、スタートをまずきちっと位置付けたいという事で、あくまでこれのスタートをした時はいわゆる障害者を決めている障害者基本法であったり身体障害者福祉法、知的障害福祉法、精神障害者福祉法、それぞれの法律があります。またその法律を基にまず障害というものは障害者、もしくは障害というものが位置づけられていますのでそれを基本にしつつ、今回例えば特定疾患を入れたり色々な困った事例、いわゆる障害者ではないけど、なにか不利益的な事を今後とも拾っていききたいなと思っていますが、ただ基本は障害者にとってまず住みやすい地域づくりはどうしたらいいかというのを基本に置きながらやっていると、ただこの中で議論するのは県民全てが住みやすい地域を作りたいという所ですからその部分を、今おっしゃっていた南静園とかそういったところをのぞくとかなんとかでは無く私共がお示ししているのは障害関係の団体、もしくは障害当事者団体があったものですから、それをお出ししました。ただ委員のみなさんでそこまで聞いた方がいいんじゃないかというご意見とか、そこは別途意見聴取した方がいいんじゃないかというのがあればそれは排除をするものではないという風にご理解頂きたいと思います。ただあくまで障害者を定義する各法を基本にして検討して頂

きたいと。そこは必ず網羅して頂いてさらに必要な部分があればそれもやって頂きたいという風に思っています。

高嶺委員

はい。照喜名委員。

照喜名委員

アンビシャスの照喜名です。まずこの会議の全体の最終ゴールというか来年はどうなのか再来年どうなのか、条例というのは沖縄県条例はないんですっけ？第一条の中で条例制定を検討するにあたってということは、多分制定されてないという、その条例制定をゴールとするのか、またこの委員会は条例制定後に有効でその条例を基にあがってきた障害の差別の事例とか挙がってきたのを検討するという形はイメージしていたのですが、このヒアリングするというのが当然県が作ったのではただ聞こう、出して下さいというだけでなくこっちから見に行こうという姿勢としてはとてもアクティブでとても評価される事ではあると思うんですが、このそういったヒアリングをして来年の3月に方策を取りまとめというのがゴールですかね？その後はどうなっているのか、これをヒアリングしてその後またどういったのがゴールとなっているのかが見えませんがその説明の方をお願いします。

金城課長

一応今お示ししている通り、方策の取りまとめまででございます。それで私共の方としてはこの県民会議で議論され集約されたものを基本的には施策推進協議会という審議会がございますけど、そこの方にお示しするという形を考えております。最終的にはそれを踏まえ県の方で条例を作っていくという事で本日がスタートでどういった形で会議が進んで行くか分からないものですから条例がいつという風にはお示し出来ませんが議論をして行く中で当然ゴールはきちんと見えてくるのかなと、きちんと3月に方策がとりまとめられれば早い時期に施策推進協議会に提案しながら県の方としても条例案をつくっていくと、この会議については基本的には方策の取りまとめの形まで出来れば一応一旦役割としては終了するのかなと考えております。

高嶺委員

よろしいでしょうか。ヒアリングについて他にご意見ご質問ありますか？高良委員それから比嘉委員という事で宜しくお願いします。

高良委員

今お話聞きますとなるほどという意見が多いですね。例えばヒアリングを団体に特定するんじゃなく手紙やインターネットを利用してそういう障害者の差別人権抑圧を聴取していくというのは良い事だなと。だからヒアリングを通じて様々な考えが出てくるので固定的に考えるのじゃなく、それを断続的に考えて出来るだけその内容を沢山聴取する事が出来るようにした方が良いなと思いました。それと障害者の件ですが障害者というのは人間の機能の一部を失っているからその一部を失った上にそれが差別や人権抑圧の対象になっている。だからこの条例をつくって、この差別や人権抑圧をいかになくせるか、そして障害者が社会参加出来る環境をつくる、あるいは自立する環境をつくるという事が私は実は目的じゃないかと思っています。この様々な事例を聴取してそれを条例化してとなるととても困難な仕事だなと思いました。これは若干時間をかけてやらないと良い条例は出来ないなという風に感じました。

高良委員

それでは比嘉委員。

比嘉委員

聴覚障害者の立場から言いますと、障害受容というものがありますよね。つまり簡単に言うと自分を障害者と認めてないという事ですよね。当事者は特別その障害を受け入れる事が出来ない人が沢山います。また聴覚障害の中にも情報が足りない為に、教養が足りない人もいます。それが差別、差別だと思うんですがそれを気づかない人が多いと思うんですよ。人間として気付かない人が沢山いるんですね。なのでそれを諦めて気付かないままに差別を受けていないと思っている方が沢山います。そういう方について聞いて行く事と、自分の事かもしれないですが、身体障害者の皆さんは遅かれ早かれみなさん皆障害者になるんですよ、どんなに健康であってもいずれ障害になるんですね、その時に困らないように差別をなくすと言う考え方、そういったのはどうでしょうか、そういったものを示せば良いんじゃないかと思います。次にこの二つの事について聞きたいと思います。

高嶺委員

これは事務局の方で答えられますか？それともどうですかね、障害受容に関して言えばどうですかね、恐らく本人はそういった意味では障害だとおもっていない方もいらっしゃる可能性がありますからただ単にヒアリングしてもこの辺は出てこない事例だと思うんですね。その面では例えば構造的に知らない

ちに社会の仕組みが障害者を排除している場合、そういった場合は本人が恐らく気付かない可能性もありますよね、だからそういった構造的な事というのはある程度、例えば国際条約なんかを見るとこういう事は差別になりますよというのは明記されているのがあります。だから我々の日常生活と同時に国際条約とか今回凄く立派な国際条約が出来ていますからそれをあたってみたりあるいは障害者基本法も今回大幅に改正されて権利、差別というのが前面にだされてますので、そういう既存の文章も我々自体も勉強しながら進めていかないと、我々自体が持っている差別意識、人権意識では恐らく対応できない可能性もあると思うんです。そういった意味では我々自身、自分達の権利、あるいは差別はどういう事を勉強しながら行かないといけないんじゃないかという感じは受けました。何かありますか？

高良委員

今ある問題ですが、これは知らず知らずの内に差別を受けているという問題というのはあってはならないなと、というのは障害者自身も自立的に生きるという前向きな意見、行動、考えがあり初めて例えば県の障害者条例つくってもこの条例を生かす事が出来るんですよ。私たちは健常者でも障害者でも権利の上に眠る人は保護されないんですよ。権利はある、けどこれをこうしなければ権利の上に眠っている人間は保護されない。だから障害者自身も自主的に発言し行動し意識を持つ事がやはり前提としてなければせっかくの法律も意味無くなってしまう。だからそれを私達も一方では良い条例をつくる事とその条例を私たちが使い切る事がとても大事だなと思いました。

高嶺委員

貴重な意見ありがとうございました。長位委員どうぞ。

長位委員

先程会長からもあったようにまず本当に事例をいかに集めてその事例がどんな差別になるのか、区別になっているのか虐待になっているのかというその検証がやはり必要になってくると思うんですね。なった時にさあ行きました、聞きました、という事で本当に聞けるとは私全く思っていないです。それでこの間ちょうど熊本の条例が出来るプロセスを聞いた時に何か勉強会とかグループワークをしてそこで実際にそれぞれから具体的に、例えば石投げられたとかそういう事が付箋紙の中であがってきて、これはどんな差別という風に皆でグループワークの中で分類していた様なものがあるんです。多分ヒアリングをする人たちを含め意識改革が必要になるのかなという、それと言っても大丈夫な

んだという安心をする場をつくっていかなければ駄目だという風に思っています。

高嶺委員

色々議論をするとこの我々の仕事がどれだけ大変なのかという事が少しずつ見えてきたんじゃないかという風に思われますけども、そろそろお時間もありますのでこのヒアリングに関しては先程皆さんご意見あったように、県の方で意見をまとめる、匿名でも集めてもらえるようなサイトとかあるいはそういう連絡先を公開して県民から色々なご意見を聞くというそういった事も含め次回、ヒアリングの中身あるいは情報収集の中身を詰めて行ってもらいたいという風に思います。それでは他にまだご発言のない方も沢山いらっしゃいますが、次回から出来るだけ全員皆さんの御意見を聞けるような形で進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。それでもしご意見無ければこれで第一回の会議を終わりたいと思っております。川勝委員どうぞ。

川勝委員

皆さんのお話を聞いてても自分自身思うのですが、障害を自分自身が抱えてしまった時に自分を障害者として認めたくないという風に思ってしまうのはやはり障害を持っている人と持っていない人が違うという風に思ってしまうものがあるからであると思うので、障害を持つというのはそれぞれの障害故に少し生きづらくなったという事だけであるので別にそれ自身が悪い事ではなくしかしそこに対して差別とかがあるからどうしても自分でも認めたくないしそういう人にもあまり知られたくないとかそういうのがあると思うのでその条例というこれから作っていく条例というのを障害を抱えていても幸せに生きられるよう補助としての役割になると思うし、そしてその実際に具体的にここをこういう風にやっていってという様なその具体的な提案とともにその障害をもっている人も別に悲観する必要も無いし、という様なそれは障害を持ってない人、持っている人々に分かってもらう為のツールとして、使っていけたらいいんじゃないかという風に思います。具体的な社会で生活していく為の補助としての役割、そして障害をもっている事に対してマイナスな意識を払しょくできるような補助としての役割というものが果たしていけたらいいんじゃないかと思っております。

高嶺委員

ありがとうございました。これからつくられる条例の役割を川勝さんの方からまとめてもらったんじゃないかという風に思ったんですが、これが使われないとどうしようもないですし誰でも使いやすい様な条例、それをもって障害が

あってもこの沖縄の社会の中で自分の能力を発揮して生きられるようなそういった条例に出来ればなという事だと思います。お時間になりますのでここで審議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

喜舎場班長

事務的な事を2、3点ほどお話させて頂きます。念の為の確認でございます。事務局の方で選考して日時、場所を決めさせてもらいたいと思っております、再確認でご連絡です。10月19日（水）浦添市のだこホールで、時間の方が先程も言いました、午後の遅い時間4～5時のスタートを考えておりましたその時間についての調整しておりますので、追って連絡差し上げたいと思います。もう一点がその次回について、先程もご説明しましたが、各委員のテーマについてのお考えを表明というか意見を発表して頂きたいという事で一人5分程度、委員の皆様へ資料提供したいという事であれば1週間前程に事務局の方に原稿送って頂ければ事務局の方で部数配布したいと思っておりますので、意見発表に資料が必要な方はご提供をお願いしたいと思います。最後にもう一点、今回の会合につきましては沖縄県の法令に基づいて設置しておりますので、報償費及び費用弁償という形で謝礼と交通費を支給する事になっております、謝礼については県の規定に従った金額でございます。交通費についてはそれぞれの住所や事務所から例えば今日なら県庁の区間について、これは関係法令に基づいた基準がありましてこれをお支払いする事になっております。大変恐縮ですが、今日は手続きの関係でお支払いが出来ませんが、次回以降はその手続きをもって謝礼金等の支払をさせて頂きたいと思っております。以上でございます。

新開委員

地方から来ているものに関しまして、例えば5～6時など遅い時間スタートになりますと終わりが8時、そうすると帰りつくのが10～11時になりますのでしご配慮頂ければと思います。

喜舎場班長

出来れば第2回以降に関しましては皆様に日程の曜日や時間帯をアンケートの形でお配りさせていただきまして、概ね皆様が参加し易い時間に設定したいと思っております。これは事務局から後日また連絡をしたいと思っております。どうもありがとうございました。